

徳島県業務継続計画

〈新型インフルエンザ編〉

平成21年10月30日

徳 島 県

『徳島県業務継続計画〈新型インフルエンザ編〉』

目次

第1	総則	1
1	趣旨	1
2	位置づけ	1
(1)	『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』との関係	1
(2)	『徳島県危機管理対処指針』との関係	1
(3)	『徳島県業務継続計画』との関係	1
3	本計画の適用	2
(1)	被害状況の想定	2
(2)	本計画の適用に際しての留意点	2
(3)	本計画を適用する部局の範囲	3
4	用語の定義	3
5	業務継続の基本方針	4
第2	発生時継続業務	5
1	発生時継続業務の範囲～業務の仕分け	5
2	業務の仕分け作業の留意点	5
(1)	発生時継続業務の絞込	5
(2)	その他の留意事項	5
第3	人員、物資等の確保	8
1	人員の確保	8
(1)	人員計画の作成	8
(2)	専門的な知識が必要な業務の代替性の確保	8
(3)	在宅勤務の検討	8
(4)	管理職が不在の場合の意思決定	8
(5)	部局間の職員の応援	8
2	物資・サービスの確保	10
第4	感染防止の徹底	11
1	感染防止策の必要性	11
2	職場での感染防止策	11

(1) 対人距離の保持	11
(2) 感染者との接触機会の低減	11
(3) 手洗い・手指消毒	13
(4) 咳エチケット	13
(5) 職場の清掃・消毒	15
(6) 定期的なインフルエンザワクチンの接種	15
3 職員による感染防止策	16
(1) 個人で行う感染防止策の周知・徹底	16
(2) 職員のインフルエンザ様症状の有無の確認	16
(3) 休暇等の取扱いについて	16
4 発症者が出た場合の対応	16
5 その他の対策	17
(1) 県庁診療所の業務継続	17
(2) 食堂での感染予防	17
第5 業務継続の実施	18
1 発動	18
(1) 業務継続の体制への移行のタイミング	18
(2) 初期段階の対応の考え方	18
(3) 説明・広報	18
2 事態の進展に応じた対応	18
3 通常体制への復帰	18
(1) 通常体制への復帰の検討	18
(2) 第二波・第三波への備え	18
第6 業務継続計画の維持・管理等	20
1 関係機関等との調整	20
2 教育・訓練	20
3 点検・改善	20
資料編	
資料一① 新型インフルエンザ等感染症に関する休暇の取扱い等について〔H21.6.5 企画総務部長通知〕	21
資料一② (参考) 新型インフルエンザの流行下における家庭や事業所から排出される 使用済みのマスクやティッシュ等の処分方法について	23

第1 総則

1 趣旨

『徳島県業務継続計画〈新型インフルエンザ編〉』（以下「本計画」という。）は、新型インフルエンザ発生時において、感染拡大を可能な限り抑制し県民の健康被害を最小化させるための新型インフルエンザ対策をはじめとして、県としての意思決定機能、県民生活や経済活動の調整・支援、さらには、県民や市町村・関係機関への情報提供など、県として実施すべき業務を、なるべく中断させず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するために必要な取組を定めるものである。

2 位置づけ

(1) 『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』との関係

本計画は、『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』（平成21年10月最終改定。以下「県行動計画」という。）の第2の3の(2)に基づき作成したものである。

(2) 『徳島県危機管理対処指針』との関係

本計画は、『徳島県危機管理対処指針』（平成21年4月最終改定）の第3の1の(2)のイに記述されている業務継続を確保するための危機管理マニュアルとして作成したものである。

(3) 『徳島県業務継続計画』との関係

本計画は、南海地震を想定した『徳島県業務継続計画』（平成20年3月策定）の第2の3に記述されているとおり「県民生活に甚大な影響を与える危機事象発生時も想定して、業務継続計画の内容の充実を図るよう努める」ことの一環として作成したものである。

なお、業務継続を考える上においては、地震発生の場合と新型インフルエンザ発生の場合には表1のような相違があるといわれている。

表 1：業務継続における地震と新型インフルエンザの相違

項 目	地 震	新型インフルエンザ
業務継続方針	○ 災害応急対策等に全力を挙げながら、できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○ 感染リスクを勘案し、県民生活の維持に必要な業務に限定して継続する
被害の対象	○ 人的被害のほか、施設・設備等、社会インフラへの被害も大きい	○ 主として、人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	○ 被害が国内全域とはなりにくい	○ 被害が国内全域、全世界的となる
被害の期間	○ 過去事例等からある程度の影響想定が可能	○ 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○ 主に兆候がなく突発する ○ 余震、津波等を除き被害量は事後の制御不可能	○ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○ 被害量は感染防止策により左右される

3 本計画の適用

(1) 被害状況の想定

本計画は、県行動計画と同様、鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する強毒性新型インフルエンザの発生を念頭に策定しており、その流行規模及び被害想定は、県行動計画（第2の1）と同様とする。

そのため、本計画においては、業務の縮小・中断や人員の配置等については、一つの流行の波が続く約2ヶ月間を念頭に検討を進めるものとする。

(2) 本計画の適用に際しての留意点

新型インフルエンザが発生した際、想定されている被害よりも、実際に発生した被害がかなり小さいことが明らかな場合には、本計画をそのまま適用するのではなく、発生状況や事態の推移に即して弾力的な運用を行うものとする。

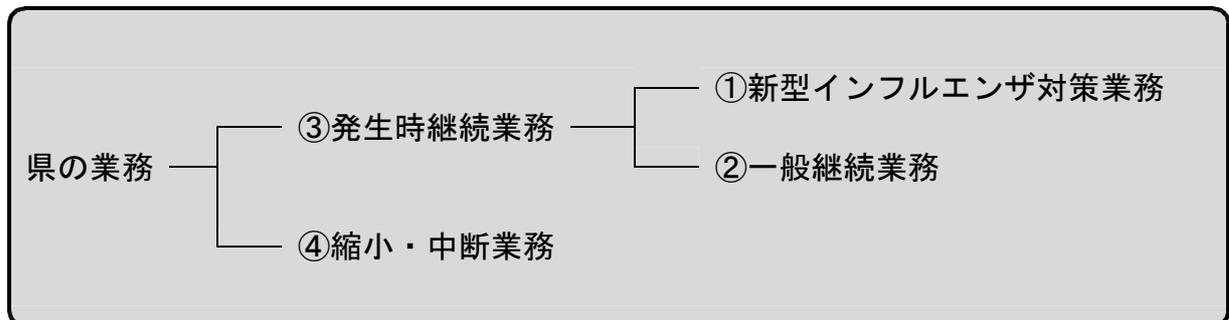
(3) 本計画を適用する部局の範囲

本計画を適用する部局の範囲は、知事部局（危機管理部、企画総務部、県民環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、南部総合県民局、西部総合県民局。以下「各部局」という。）とする。

その他の諸局についても、各部局に準じて、業務継続に向けた取組を進めるものとする。

4 用語の定義

本計画で用いる各業務の名称の定義は次のとおりとする。



① 新型インフルエンザ対策業務

➔ 県行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの。

② 一般継続業務

➔ 県民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより県民生活や経済活動、県の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

なお、発生時継続業務の実施をサポートする業務を含む。

③ 発生時継続業務

➔ 新型インフルエンザ発生時においても、県として継続して実施すべき業務の総称を指す。「新型インフルエンザ対策業務」と「一般継続業務」を合わせた業務となる。

④ 縮小・中断業務

➔ 発生時継続業務以外の業務であり、次のような業務が含まれる。

- ・ 中長期的に実施する業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定

期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務

- ・ 施策の実施が遅れることにより県民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ない業務
- ・ 感染拡大防止等の観点から積極的な休止が望ましい業務

5 業務継続の基本方針

業務継続のための基本方針は、次のとおりとする。

- ① 新型インフルエンザ対策業務については、優先的に実施すること。
- ② 一般継続業務については、適切に継続すること。
- ③ 発生時継続業務以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入すること。
- ④ 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断すること。
- ⑤ 新型インフルエンザ様症状のある職員等に対しては、休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請すること。
- ⑥ 患者と濃厚接触し、感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請すること。
- ⑦ 発生時業務継続については、職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫すること。

第2 発生時継続業務

1 発生時継続業務の範囲～業務の仕分け

発生時継続業務の具体的範囲については、県行動計画等に示されている県の役割や、業務の縮小・中断が県民生活に与える影響の大きさ等を踏まえ、事前に検討し明らかにしておく必要がある。

そのため各部局は、新型インフルエンザの発生段階（発生段階の区分は県行動計画第4の1による。以下同じ。）に即し、所管する個々の業務について、発生時継続業務とそれ以外の縮小・中断業務に区分するなど、業務の仕分け作業を行うものとする。その際には、発生時継続業務に区分された業務に必要な人員数や資機材等についても把握し整理しておくものとする。

なお、新型インフルエンザ発生時における業務区分ごとの業務例は、表2のとおりである。

2 業務の仕分け作業の留意点

(1) 発生時継続業務の絞込

各部局は、業務の仕分けは新型インフルエンザ発生時において真に継続することが必要な業務に資源を集中させるための基礎資料となるものであることから、個々の業務の精査を行い、想定される職員の欠勤率も念頭に置きながら、発生時継続業務を必要最小限に絞り込むものとする。

(2) その他の留意事項

各部局は、発生時継続業務の絞込に際しては、次の事項等も考慮する。

① 縮小・中断による県民生活に与える影響

- ・ 県民の生命・安全の保持に支障があるか
- ・ 県民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか
- ・ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか

② 法令上の処理期限等の有無

- ・ 法令上の処理期限や業務実施サイクルの義務づけ等があるか

③ 発生時継続業務への影響

- ・ 縮小・中断により、密接に関連している発生時継続業務に支障が生じないか

④ 通常の業務体制維持の要否

- ・ 新型インフルエンザ発生時であっても、発生前とほぼ同様の人員で体制を維持する必要があるか
- ・ 交代制勤務の導入などの工夫により、人員数を縮小して業務の実施ができないか

⑤ その他

- ・ 一つの流行の波が続く期間、業務を休止しても、その後の対応が可能か
- ・ 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか

表2：新型コロナウイルス発生時における業務区分ごとの業務例

業務区分	業務	優先度
発生時継続業務	<p>新型コロナウイルス エンザ対策業務</p> <p>● 県行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型コロナウイルス発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの。 例：危機管理対策本部の運営、感染予防・感染拡大防止、広報 など</p>	高 ↑
	<p>一般継続業務</p> <p>● 県民の生命・財産等に著しい影響があるため縮小・中断が困難な業務 例：福祉施設の機能や社会秩序の維持、生活保護費の支給、 新型コロナウイルス以外の危機事象対応 など</p> <p>● 県の意思決定や、発生時継続業務の実施に必要な内部管理業務 例：部局内や部局間の連絡調整業務、議会関係業務、各種契約事務、 庁舎維持管理、ホームページ・県庁 LAN 等情報システムの維持、 予算・決算、人事管理 など</p>	
縮小・中断業務	<p>● 流行情形も業務を中断できないが、発生時継続業務に該当せず、業務内容を縮小する業務 例：許認可申請や不服申立ての審査事務、支払事務、各種相談業務 など</p>	↓ 低
	<p>● 流行の終息後に先送りすることが可能な業務 例：企画、調査、政策立案、地域振興 など</p> <p>● 感染拡大防止等の観点から、積極的な休止が望ましい業務 例：イベントなど不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務、 集会や研修、会議 など</p>	

第3 人員、物資等の確保

1 人員の確保

(1) 人員計画の作成

各部局は、上記（第2）の業務の仕分けを踏まえ、欠勤率が最大40%となったり、新型インフルエンザ対策業務の業務量が急激に増加したとしても、発生時継続業務の実施に必要となる人員を確保できるよう人員計画を作成する。

(2) 専門的な知識が必要な業務の代替性の確保

各部局は、発生時継続業務を実施するために専門的な知識が必要となる業務（業務実施に特別な資格や技能が必要な業務等）については、担当職員が感染等により出勤できなくなることを想定し、スキルの標準化・教育訓練・バックアップ要員の確保など、可能な限り代替性を高めるための方策の実施について検討する。

また、これらの対策の実施が困難であり、担当職員の代替可能性が低い場合には、感染の機会をさけるため、一定期間庁舎内や近隣施設に宿泊させることも検討する。

(3) 在宅勤務の検討

企画総務部（人事課）は、職員の感染拡大を防止するため、在宅勤務の実施や、自宅近くの合同庁舎等での業務実施などについても検討を行うものとする。

(4) 管理職が不在の場合の意思決定

各部局は、業務上の意思決定権者である幹部が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように、次の考え方にに基づき、適切に意思決定を行えるよう体制を確保する。

- ① 管理職の権限委任の順序を事前に定め、意思決定権者と連絡がとれない場合には、定めた順序に従い権限が委任されるものとする。
- ② 管理職が勤務地に参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。

(5) 部局間の職員の応援

各部局は、部局内だけでは発生時継続業務の実施に必要な人員を確保することが困難な場合には、次の手順により部局間の職員の応援を求めるものとする。

2 物資・サービスの確保

発生時継続業務を実施するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、流行期間中であっても継続して確保することが必要なサービスや資機材が存在する。

そのため、各部局において、次の対策の実施準備を進めるものとする。

- ① 業務の継続に不可欠なサービスや資機材をリストアップすること。
- ② サービスや資機材を提供する事業者を洗い出し、業務継続に向けた協力を要請すること。また、当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行うこと。
- ③ 新型インフルエンザ発生時以降では確保が難しい物資については、計画的に備蓄を進めること。

第4 感染防止の徹底

1 感染防止策の必要性

各部局は、庁舎内における感染防止策の徹底は、上記（第3の1の(1)）の人員計画作成の前提となるものであることから、事前に周到な検討・準備を進めるものとする。

2 職場での感染防止策

(1) 対人距離の保持

最も重要な感染防止策は、咳、くしゃみによる飛沫感染を防止するために、対人距離を保持することである。通常、飛沫はある程度の重さがあるため、咳、くしゃみをした人から1～2メートル以内に落下する。つまり、感染者から適切な距離を保つことで、感染リスクを低下させることができる。

そのため、各部局において、次の対策を実施できるよう検討・準備を進めるものとする。

① 外出を伴う業務の中止

発生時継続業務以外の外出を伴う業務は、新型インフルエンザの感染が終息するまで、可能な限り電話・ファクシミリ・電子メール等により業務を進め、それが難しい場合にはできるだけ中止する。

② 執務室のレイアウトの工夫

休暇取得者・休職者・在宅勤務者・自宅待機者等の増加により職場の職員数が減少することから、空いた空間を活用して、出勤している職員をできるだけ物理的に離すこと。

具体的には向かい合って仕事をしなくてもよいように机のレイアウトを工夫したり、パーティションの設置や、執務室以外の会議室等の利用などを検討する。

(2) 感染者との接触機会の低減

庁舎内の感染リスクを低減するためには、感染者との接触機会を低減させる工夫を行うことが重要である。

そのため、各部局において、次の対策を実施できるよう検討・準備を進めるものとする。

① 会議・研修会の延期・中止

感染者との接触の機会を減らすために、会議・研修会等については、できる限り電子メールや電話等の利用により代替し、延期・中止する。

また、インフルエンザ対応業務等でやむなく会議を行う場合においては、出席者の健康状況を把握し、マスク着用の上、対人距離を2m以上確保できる環境で行うようにする。

② 窓口業務の対応

県民からの相談窓口や各種手続のための窓口業務は、真に必要な場合に限定し、あらかじめ定める場所において行うものとする。

職員や来庁者には、マスク着用を義務づけ、必要があれば窓口にガラス等の仕切りなどを設置し、感染予防を徹底して行うものとする。

③ 来庁者の立入場所の制限等

県民生活に密着する行政サービスを継続して行っているため、庁舎等を外部から閉鎖することはできない。しかし、来庁者による新型インフルエンザウイルスの持ち込みの可能性もあるため、来庁者の立入場所を制限することが必要である。

そのため、企画総務部（管財課）を中心として、次の対策の実施について検討・準備を進めるものとする。

なお、立入制限を行う際には、庁舎入口及び県ホームページにその旨を掲載するなど、広く説明・周知する。

○ 来庁者の立入場所

- ・ 来庁者の利便性を確保するため、面会スペースを執務室以外に設置する。
- ・ 多くの来庁者が集中しないように、用務のある部署に事前に連絡することが望ましい旨、県民に周知する。

○ 来庁者の検温

- ・ 感染者や発熱している人の来庁防止のため、面会スペースに入る前に検温への協力を依頼する。発熱している来庁者は、面会スペースへの入場を断り、電話やファクシミリ、電子メール等により対応してもらうとともに、「新型インフルエンザ相談窓口」に連絡する。

○ 手洗い

- ・ 面会スペースに出入りする人には手洗いを行ってもらうため、面会ス

ースに速乾性擦式消毒用アルコール製剤を設置する。

○ 来庁者の氏名、住所等の記入

- ・ 感染者の追跡調査や感染予防策を講じるため、来庁者の氏名、住所、電話番号等の記入を要請する。なお、個人情報については適正な管理を行うこと。

(3) 手洗い・手指消毒

手洗いは感染防止策の基本であり、流水と石鹼を用いた手洗いによって付着したウイルスを除去し接触感染を防ぐためには、手洗いを励行することが必要である。また60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅すると考えられているので、速乾性擦式消毒用アルコール製剤の利用も有効である。

そのため、各部局において、次の対策を実施できるよう検討・準備を進めるものとする。

① 手洗いの方法の周知徹底

次のような点を含め、感染防止のための手洗いの方法を、庁舎内のトイレ等に掲載し、職員や来庁者に周知徹底を図るものとする。

- ・ 手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましいこと。
- ・ 洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要であること。
- ・ 速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒液）により手指消毒を行う場合、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせること。

② 速乾性擦式消毒用アルコール製剤の設置

外出からの帰庁後や執務室内に入る際、必ず手洗いを行うよう、執務室の入口に速乾性擦式消毒用アルコール製剤を設置する。

特にドアノブや手すりなど不特定多数の者が触れる場所に触れた場合は、必ず手洗いをするよう職員や来庁者に周知・徹底を図るものとする。

(4) 咳エチケット

咳やくしゃみなどの症状がある感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないようにするためには、マスクの着用やティッシュなどで口や鼻を押さえる等により、ある程度飛沫の拡散を防ぐなど、咳エチケットを徹底することが重要である。

そのため、各部局において、次の対策を実施できるよう検討・準備を進めるものとする。

① 咳エチケットの徹底

次の点について、職員や来庁者に周知・徹底を図るものとする。

- ・ 咳やくしゃみをする際は、マスクを着用するか、又はティッシュなどで口と鼻を被い、他人から顔をそむけ、できる限り 1 ～ 2 メートル以上離れること。
- ・ ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにすること。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。
- ・ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、接触感染の原因にならないよう直ちに洗うこと。手を洗う場所がない場合に備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
- ・ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにふた付きの専用ゴミ箱に捨てること。

② マスクの着用

咳、くしゃみによる飛沫の拡散を防ぐためには、咳や発熱などインフルエンザ様症状を有する者へのマスクの着用を義務付けるものとする（ただし、インフルエンザ様症状を有する職員は出勤しないことが前提である点に注意すること。また、マスクの装着に当たっては、説明書をよく読み、正しく着用することも必要である）。

なお、マスクの外に病原体が付着するリスクがあるので、マスクは使い捨てを原則とし、捨てる場所は執務室内のふた付きの専用ゴミ箱とする。

※ 健康な人のマスク着用について

感染していない健康な人が、不織布製マスクを着用することで飛沫を完全に吸い込まないようにすることはできない。そのため、症状のない職員においては、咳や発熱等の症状のある人に近寄らない、流行時には人混みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つ、といった予防策を優先して実施することを推奨する。

ただし、環境中の飛沫はマスクのフィルターによってある程度補足されるため、勤務中にやむを得ず人混みに入る可能性がある場合には、マスク着用を促すものとする。

③ ふた付きの専用ゴミ箱の設置

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュや、使用済みのマスクを捨てるための、ふた付きのゴミ箱を各執務室に設置する。

(5) 職場の清掃・消毒

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机・ドアノブ・スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着してしまう。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所で数分から数十時間程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

そのため、各部局において、次の対策を実施できるよう検討・準備を進めるものとする。

① 人がよく触れるところの清掃

通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて、特に机・ドアノブ・スイッチ・階段の手すり・テーブル・椅子・エレベータの押しボタン・トイレの流水レバー・便など、人がよく触れるところを拭き取り清掃する。

頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによるが、最低でも1日1回は行き、清掃を行った時間を記し掲示することが望ましい。

② 職員が発症した場合の消毒

職員が発症し、その直前（8時間以内）に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などは消毒剤による拭き取り清掃を行うものとする。

その際、作業者は、不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行い、作業後には、流水・石鹼で手を洗い、又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手指消毒を行うものとする。清掃・消毒時に使用した作業着については洗濯し、ブラシや雑巾については水で洗い、直接手で触れないようにする。

(6) 定期的なインフルエンザワクチンの接種

定期的なインフルエンザワクチンの接種により、季節性のインフルエンザによる発熱者を減らすことができ、新型インフルエンザの発生時に、インフルエンザ様症状の患者が増加することによる発熱外来等医療機関の混雑緩和・混乱防止の効果を得ることができる。

そのため、各部局において、次の対策を実施できるよう検討を進めるものとする。

- 職員に対し、毎年、医療機関で、季節性のインフルエンザの予防接種を受けるよう勧奨する。ただし、ワクチンには不可避である副反応のリスクも十分理解させておく必要がある。

3 職員による感染防止策

(1) 個人で行う感染防止策の周知・徹底

各部局は、個人で実施できる感染防止策（外出を控えること。人混みを避けること。手洗い・うがいを励行すること等）を、職員一人一人に周知徹底する。

(2) 職員のインフルエンザ様症状の有無の確認

各部局は、職員の健康管理を徹底するため、所属職員のインフルエンザ様症状の確認を次により実施する。

- ① 各職員は、出勤前、家庭において必ず検温し、発熱や咳などのインフルエンザ様症状がないかを確認する。また、同居者についても同様に確認する。
- ② 各所属長は、新型インフルエンザ様症状が見られる職員に対しては、休暇の取得の徹底を、職員の同居者に同様の症状が見られる場合には外出自粛の徹底をそれぞれ要請する。また、「新型インフルエンザ相談窓口」に連絡し、指示を受ける。
- ③ 各所属長は、インフルエンザ様症状がなく出勤した職員に対しては、あらかじめ指定する検温スペースで入室前に検温させる。
発熱が確認された職員は、執務室に入室せずに、事前に医療機関へ電話をして受診方法等指示を得て受診する。

(3) 休暇等の取扱いについて

感染症予防法に規定する新型インフルエンザ等感染症に関する休暇の取扱いについては、「新型インフルエンザ等感染症に関する休暇の取扱い等について」（平成 21 年 6 月 5 日付け人事第 119 号各所属長宛て企画総務部長通知。資料一①。）による。

4 発症者が出た場合の対応

保健福祉部は、あらかじめ、庁舎内で職員や来庁者に発症者が出た場合の対応手順の検討を行い、明らかにしておくものとする。

各部局は、実際に庁舎内で発症者が出た場合には、保健福祉部と連絡を密にして対応する。その際には、発症者を他の職員や来庁者と接触させないようなスペースの確保に留意する。

5 その他の対策

(1) 県庁診療所の業務継続

企画総務部（職員厚生課）は、県庁診療所において、発熱等、インフルエンザ様症状を有する者の診療に備え、以下の事項について検討・準備を行うものとする。

- インフルエンザ様症状を有する者とそれ以外の者の動線を分け、診療所内での感染を防止する。動線を分ける方法としては、物理的に分ける方法のほか、診療時間帯を分けることなどが考えられる。

(2) 食堂での感染予防

県職員生協に対し、県庁内の食堂での感染を予防するため、次の点について検討・準備を行うよう要請する。

- ① 食堂の座席間の距離を離すこと
- ② 食堂における食事時間に時差制を導入すること

第5 業務継続の実施

1 発動

(1) 業務継続の体制への移行のタイミング

各部局は、政府の新型インフルエンザ対策本部が第2段階（国内発生早期）を宣言した場合、危機管理対策本部事務局（危機管理部）と緊密な連携を図りつつ、速やかにあらかじめ定めておいた業務継続のための体制に移行する。

(2) 初期段階の対応の考え方

初期段階（海外発生期、国内発生早期）では、発生した新型インフルエンザの病原性や感染力等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら縮小・中断するのではなく、早期に一旦縮小・中断し、その後、状況や事態の推移を踏まえて体制の見直しを検討する。

ただし、海外発生期から国内発生までに一定の時間があり、病原性や感染力などウイルスの性質及びそれに基づく感染防止策が明確になっている場合は、この限りではない。

(3) 説明・広報

各部局は、業務継続の体制へ移行した場合には、県民や市町村、関係団体等へ十分な説明と周知のための広報を行うものとする。

2 事態の進展に応じた対応

各部局は、発生段階や、事態の進展に応じ業務実施体制を変更する。その際には、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行うものとする。

3 通常体制への復帰

(1) 通常体制への復帰の検討

各部局は、新型インフルエンザが第四段階（小康期）に入った場合、基本的には、通常体制への復帰を検討する。

(2) 第二波・第三波への備え

発症した職員の多くは治癒するため、これらの職員も就業可能となることが想定されるが、小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性がある。

この間にウイルスが大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなることが考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、

治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザに罹患したと考えられていた者が実は通常のインフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染防止策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を進める必要がある。

第6 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関等との調整

各部局は、所管する発生時継続業務が市町村・ライフライン事業者などの各種関係団体等と密接なつながりを有している場合には、それらの機関の有している方針（事業継続計画等）を把握し、必要がある場合には、積極的に調整を行うものとする。

2 教育・訓練

各部局は、発生時継続業務に従事する職員に対し、新型インフルエンザ発生時の業務継続のための体制移行手順等について周知し理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行うものとする。

3 点検・改善

危機管理会議は、各部局の業務継続に向けた取組について、その状況を把握し、必要に応じ改善を求めていくものとする。

また、本計画は、新型インフルエンザに対する新しい知見が得られた場合や、県行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、柔軟に修正する。

【参考資料】

- 『新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン』（平成21年8月7日 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

- 「新型インフルエンザ対策ガイドライン ― 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年2月17日 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁連絡会議）

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

人事第119号
平成21年6月5日

各 所 属 長 殿

企 画 総 務 部 長

新型インフルエンザ等感染症に関する休暇の取扱い等について（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症に関する休暇の取扱いは、以下のとおりです。

なお、所属職員が次の「3 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合」に該当することとなった場合には、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりをするよう配慮してください。

1 インフルエンザ様症状を呈する場合

- ア 職員 病気休暇の取得（年次有給休暇の取得も可能）
- イ 臨時的任用職員 年次有給休暇の取得
- ウ 非常勤職員 年次有給休暇の取得

2 次の（1）又は（2）のどちらかに該当する場合

- （1）検疫法第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- （2）感染症予防法第44条の3第2項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合

- ア 職員 特別休暇（「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」別表第二における「四 その他交通機関の事故等の不可抗力の事故」）の取得
- イ 臨時的任用職員 特別休暇（同上）の取得
- ウ 非常勤職員 年次有給休暇の取得

3 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合

- ア 職員 年次有給休暇の取得
- イ 臨時的任用職員 年次有給休暇の取得
- ウ 非常勤職員 年次有給休暇の取得

資料②

(参考) 新型インフルエンザの流行下における家庭や事業所から排出される
使用済みのマスクやティッシュ等の処分方法について

できるだけ丈夫なプラスチック袋（ビニール袋）等に入れ、密封してさらにゴミ箱
に入れてください。

医療関係機関等において新型インフルエンザの感染者が使用したマスクやティッシュ等
の呼吸器系分泌物が付着した廃棄物は、途中で裂けないよう丈夫なプラスチック袋を二重
にして使用するか堅牢な容器を使用して密封した上で、感染性廃棄物として排出する必要
があります。

新型インフルエンザの流行下、家庭や事業所から排出される使用済みのマスクやティッ
シュ等についてもこれに準じて排出すれば万全ですが、環境省が公表した「廃棄物処理に
おける新型インフルエンザ対策ガイドライン」によれば、ゴミ袋に入れ、封をして排出す
るなど、通常のインフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様の取扱い方法で適正
に処理されれば、廃棄物を媒体とした新たな感染をもたらすおそれはないと考えられると
されています。

〈参考〉

- ・ 環境省：廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン及びQ & A
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>